

# 「アウトドアを楽しむ会」 山行規定

制定：平成 22 年 02 月 06 日

改定：平成 27 年 02 月 14 日

## 第 1 条 (趣 旨)

この規定はアウトドアを楽しむ会会則に基づき、事業企画における山行中の事故防止、安全・安心登山の実践に関し、必要な事項を定める。

## 第 2 条 (会員の山行心得)

会員は、日常の健康管理、登山技術および知識の習得に努め、労山自然保護憲章による環境保全・自然保護を心掛け、常に自己責任の基に安全・安心登山を実践しなければならない。

## 第 3 条 (会山行の範囲)

この規定における会山行とは以下の山行をいう。

- (1) この会（山行企画部、ハイキング企画部等）またはこの会が加盟する上部団体（労山岩手県連盟および労山全国連盟等）が企画立案し主催するもので、総会または運営委員会で承認された山行をいう。
- (2) 会員または上部団体（労山岩手県連盟）に加盟する他労山団体が企画立案し主催する山行で、総会または運営委員会で承認された山行をいう。

2. 労山組織以外の団体および業者、会員以外の個人が企画および主催した山行は会山行には含まない。

## 第 4 条 (会山行への参加)

会山行への参加者は原則として会員に限る。

ただし、公開山行等の会山行において、以下の条件を満たす場合に限り会員外の参加を認めることができる。

- (1) 会員外参加者の事故等に対する保険等の付保が確保された場合
- (2) 会員外参加者の事故等に対する会および会員の免責に関し同意が得られた場合

## 第 5 条 (会山行の企画立案)

会山行の企画立案は、山域や気象等の基礎的情報、体力や技術力等の情報を総合判断し、会員参加者の安全・安心登山を最優先事項とする。

2. 会員からの参加を募集する場合は、山行企画について運営委員会の承認を得るものとする。

## 第 6 条 (会山行の参加費)

会山行の参加費については、1 事業企画ごとに交通手段やガソリン単価等を勘案して設定する。

2. 参加費は原則として前払いとし、納入期限を厳守する。
3. キャンセルの場合には、参加費は原則として返却しないものとする。ただし、宿泊費等事前に取り消しができた個人経費は返却する。また、交通費等の固定経費を差し引いた金額を算出基礎として余剰金が生じた場合は、参加費の一部を返却することがある。
4. 参加費の返却する場合は、運営委員会で了承を得るものとする。

## 第 7 条 (会山行の体制)

会山行には、原則としてリーダー（CL）およびサブリーダー（SL）を設定する。

2. リーダーは会員参加者を複数の班編成（各班に班長および副班長を設ける）とすることができる。

## **第8条 (山行届の提出義務)**

全ての山行において山行届(様式 別紙1)を事務局に提出し、承認を受ける。

2. 山行届は事前に事務局に提出し、承認を受ける。
3. 山行内容(山行届記入の全事項を指す)を変更する場合は速やかに事務局へ連絡する。
4. 会主催山行の山行届については、会山行開催案内書および参加費納入者の人員をもって、山行届の提出および承認とする。

## **第9条 (下山報告の義務と期限の厳守)**

全ての山行において、下山後速やかに、事務局へ下山の報告をする。

2. 下山報告は下山予定日の20時までとする。

## **第10条 (無届山行の禁止および処分)**

いかなる山行においても無届山行は厳に禁止する。

2. 無届山行における事故に関し、会は一切の責任を負わない。
3. 無届山行を行った会員に対しては、運営委員会の決議により退会処分とすることができる。

## **第11条 (労山新特別基金への加入)**

会員は労山新特別基金に加入するものとする。

2. 無積雪期のみ山行実施の会員については3口以上、積雪期山行実施の場合は5口以上の加入を基本とする。

## **第12条 (その他協議)**

この規定に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

### **付 則 (第13回定期総会時の策定)**

この規定は平成22年02月06日に施行し、平成22年02月07日から適用する。

### **付 則 (第18回定期総会時の策定)**

この規定は平成27年02月14日に一部改正し、平成27年02月15日から適用する。